

たんしんアンサー通知サービス利用規定

1. たんしんアンサー通知サービス

たんしんアンサー通知サービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下「端末機」といいます）による依頼にもとづき、所定の通知を行う場合に利用できます。

2. 通知

- （1） 通知に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① ダイヤルホン
 - ② プッシュホン
 - ③ ファクシミリ
- （2） 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
- （3） 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、支払指定口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- （4） 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

3. 手数料等

本サービス利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。

4. 取引内容の確認

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

5. 暗証番号等の管理

- （1） 端末機、証明書情報および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- （2） 暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

6. 免責事項

- （1） 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- （2） 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- （3） 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、責任を負いません。

7. 届出事項の変更

- （1） 暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、

当金庫は責任を負いません。

- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。

9. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、責任を負いません。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、振込規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

11. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

（令和2年4月1日 現在）